



地区の区分	B 地区 (準住居地域) (第二種住居地域)	C 地区 (第一種住居地域)	D 地区 (第二種中高層住居専用地域)	E 地区 (第二種中高層住居専用地域)	F 地区 (工業地域)	G 地区 (工業地域)	H 地区 (工業地域)
面積	約12.0ha	約20.9ha	約24.4ha	約2.7ha	約5.4ha	約1.1ha	約0.4ha
壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—	—	1 壁面後退区域には、工作物（地下工作物を除く。以下同じ。）又は占用物を設置してはならない。ただし、フットバス部分以外の部分において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該工作物又は占用物が、境界線から0.5m以上後退しているとき。 (2) 門扉及び柱、庭園灯その他の簡易な工作物であるとき。 2 公共公益事業の用に供するものについては、前項の規定は適用しない。	壁面後退区域には、建築物、施設、工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 電気事業、水道事業、ガス事業及び電気通信業務の用に供するもの (2) 門柱、門扉又は守衛所その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないもの	—	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	—	—	建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺の居住環境と調和した落ち着いた落ち着いたものとする。	建築物及び工作物の外観は、刺激的な色彩や装飾を避け、周辺環境と調和した落ち着いた落ち着いたものとする。また、電光式屋外広告物等を設置する場合は、点滅させないなど、生活環境、道路交通等に配慮したものとする。	—	—

凡 例	
地区施設（緩衝緑地帯）	
B 地区	
C 地区	
D 地区	
E 地区	
F 地区	
G 地区	
H 地区	
・壁面後退区域における工作物の設置の制限	
・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	

1:5,500
0 50 100 200メートル